# 水質汚濁防止法施行令 （昭和四十六年政令第百八十八号）

#### 第一条（特定施設）

水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

#### 第二条（カドミウム等の物質）

法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

* 一  
  カドミウム及びその化合物
* 二  
  シアン化合物
* 三  
  有機燐りん  
  化合物（ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）
* 四  
  鉛及びその化合物
* 五  
  六価クロム化合物
* 六  
  砒ひ  
  素及びその化合物
* 七  
  水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
* 八  
  ポリ塩化ビフェニル
* 九  
  トリクロロエチレン
* 十  
  テトラクロロエチレン
* 十一  
  ジクロロメタン
* 十二  
  四塩化炭素
* 十三  
  一・二―ジクロロエタン
* 十四  
  一・一―ジクロロエチレン
* 十五  
  一・二―ジクロロエチレン
* 十六  
  一・一・一―トリクロロエタン
* 十七  
  一・一・二―トリクロロエタン
* 十八  
  一・三―ジクロロプロペン
* 十九  
  テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム）
* 二十  
  二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―ｓ―トリアジン（別名シマジン）
* 二十一  
  Ｓ―四―クロロベンジル＝Ｎ・Ｎ―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
* 二十二  
  ベンゼン
* 二十三  
  セレン及びその化合物
* 二十四  
  ほう素及びその化合物
* 二十五  
  ふつ素及びその化合物
* 二十六  
  アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
* 二十七  
  塩化ビニルモノマー
* 二十八  
  一・四―ジオキサン

#### 第三条（水素イオン濃度等の項目）

法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

* 一  
  水素イオン濃度
* 二  
  生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
* 三  
  浮遊物質量
* 四  
  ノルマルヘキサン抽出物質含有量
* 五  
  フエノール類含有量
* 六  
  銅含有量
* 七  
  亜鉛含有量
* 八  
  溶解性鉄含有量
* 九  
  溶解性マンガン含有量
* 十  
  クロム含有量
* 十一  
  大腸菌群数
* 十二  
  窒素又はりんの含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。）

##### ２

環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第三条の二（指定地域特定施設）

法第二条第三項の政令で定める施設は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽とする。

#### 第三条の三（指定物質）

法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

* 一  
  ホルムアルデヒド
* 二  
  ヒドラジン
* 三  
  ヒドロキシルアミン
* 四  
  過酸化水素
* 五  
  塩化水素
* 六  
  水酸化ナトリウム
* 七  
  アクリロニトリル
* 八  
  水酸化カリウム
* 九  
  アクリルアミド
* 十  
  アクリル酸
* 十一  
  次亜塩素酸ナトリウム
* 十二  
  二硫化炭素
* 十三  
  酢酸エチル
* 十四  
  メチル―ターシヤリ―ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）
* 十五  
  硫酸
* 十六  
  ホスゲン
* 十七  
  一・二―ジクロロプロパン
* 十八  
  クロルスルホン酸
* 十九  
  塩化チオニル
* 二十  
  クロロホルム
* 二十一  
  硫酸ジメチル
* 二十二  
  クロルピクリン
* 二十三  
  りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
* 二十四  
  ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト（別名オキシデプロホス又はＥＳＰ）
* 二十五  
  トルエン
* 二十六  
  エピクロロヒドリン
* 二十七  
  スチレン
* 二十八  
  キシレン
* 二十九  
  パラ―ジクロロベンゼン
* 三十  
  Ｎ―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフエニル（別名フエノブカルブ又はＢＰＭＣ）
* 三十一  
  三・五―ジクロロ―Ｎ―（一・一―ジメチル―二―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
* 三十二  
  テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
* 三十三  
  チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―ニトロフエニル）（別名フエニトロチオン又はＭＥＰ）
* 三十四  
  チオりん酸Ｓ―ベンジル―Ｏ・Ｏ―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）
* 三十五  
  一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
* 三十六  
  チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
* 三十七  
  チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（五―フエニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
* 三十八  
  四―ニトロフエニル―二・四・六―トリクロロフエニルエーテル（別名クロルニトロフエン又はＣＮＰ）
* 三十九  
  チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス）
* 四十  
  フタル酸ビス（二―エチルヘキシル）
* 四十一  
  エチル＝（Ｚ）―三―［Ｎ―ベンジル―Ｎ―［［メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）
* 四十二  
  一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三ａ・四・七・七ａ―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名クロルデン）
* 四十三  
  臭素
* 四十四  
  アルミニウム及びその化合物
* 四十五  
  ニツケル及びその化合物
* 四十六  
  モリブデン及びその化合物
* 四十七  
  アンチモン及びその化合物
* 四十八  
  塩素酸及びその塩
* 四十九  
  臭素酸及びその塩
* 五十  
  クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
* 五十一  
  マンガン及びその化合物
* 五十二  
  鉄及びその化合物
* 五十三  
  銅及びその化合物
* 五十四  
  亜鉛及びその化合物
* 五十五  
  フエノール類及びその塩類
* 五十六  
  一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一三・七  
  ］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

#### 第三条の四（油）

法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

* 一  
  原油
* 二  
  重油
* 三  
  潤滑油
* 四  
  軽油
* 五  
  灯油
* 六  
  揮発油
* 七  
  動植物油

#### 第三条の五（貯油施設等）

法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

* 一  
  前条の油を貯蔵する貯油施設
* 二  
  前条の油を含む水を処理する油水分離施設

#### 第四条（排水基準に関する条例の基準）

法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

#### 第四条の二（指定項目、指定水域及び指定地域）

法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第四条の三（法第四条の二第二項第二号に掲げる総量）

法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。

#### 第四条の四（有害物質貯蔵指定施設）

法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

#### 第五条（法第十二条第二項の政令で定める施設）

法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

#### 第六条（緊急時）

法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な渇水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度（第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

#### 第七条（法第二十一条第二項の政令で定める基準）

法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

* 一  
  環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この条において「審議会等」という。）が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員（次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。）を含むことができること。
* 二  
  審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

#### 第八条（報告及び検査）

環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場の設置者（当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

##### ２

環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

##### ３

環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

##### ４

第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

##### ５

法第二十二条第二項の政令で定める者は、別表第四に掲げる施設を設置する者とする。

#### 第九条（公共用水域の管理を行う者）

法第二十四条第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長
* 二  
  公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水路管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。）
* 三  
  漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。）
* 四  
  水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣
* 五  
  土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づき農業用用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

#### 第十条（政令で定める市の長による事務の処理）

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。  
この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

* 一  
  法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務
* 二  
  法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務
* 三  
  法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務
* 四  
  法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
* 五  
  法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務
* 六  
  法第十七条第一項の規定による公表に関する事務
* 七  
  法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務
* 八  
  法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務
* 九  
  法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務
* 十  
  法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務
* 十一  
  法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

# 附　則

##### １

この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

##### ２

公共用水域の水質の保全に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二十一号）及び工場排水等の規制に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百八十八号）は、廃止する。

# 附則（昭和四六年六月三〇日政令第二一九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年九月二八日政令第三四六号）

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四八年五月七日政令第一二九号）

この政令は、昭和四十八年五月十日から施行する。

# 附則（昭和四九年四月一七日政令第一三〇号）

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。

# 附則（昭和四九年一一月一二日政令第三六三号）

この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年二月三日政令第一三号）

この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年四月四日政令第一〇四号）

この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年五月二五日政令第一二二号）

この政令は、昭和五十一年六月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年八月一四日政令第二一八号）

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

# 附則（昭和五三年四月七日政令第一二三号）

##### １

この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

# 附則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年五月八日政令第一三二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十四年六月十二日）から施行する。  
ただし、第二条中水質汚濁防止法施行令別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十四年五月十日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域となる区域（以下「甲区域」という。）において、この政令の施行前に、特定施設（同項に規定する特定施設をいう。以下この条において同じ。）の設置につき水質汚濁防止法第五条又は第六条の規定による届出をした者でこの政令の施行の際現に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

##### ２

甲区域において、この政令の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、特別措置法第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

##### ３

前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

##### ４

甲区域において、この政令の施行前に、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者（この政令の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。）であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排出水（水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排出水をいう。次条において同じ。）を排出するものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

#### 第三条

甲区域において、この政令の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び同法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排出水を排出するものは、この政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量（前条第四項に規定する特定施設に係る場合にあつては、特別措置法第五条第二項各号に掲げる事項）を府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第八条に規定する市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、水質汚濁防止法施行令第十条に規定する市の区域内の水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。）に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。

#### 第四条

第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により特別措置法第五条第一項に規定する区域以外の区域となる区域（以下この条において「乙区域」という。）において、この政令の施行前に瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する特定施設の設置につき同項の規定による許可を受けた者は、当該特定施設について水質汚濁防止法第五条の規定による届出をしたものとみなす。

##### ２

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定は、乙区域については適用しない。

#### 第五条

この政令の施行前にした行為及び瀬戸内海環境保全臨時措置法第十一条若しくは水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関しこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五五年一〇月三日政令第二五五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附則（昭和五六年一一月三〇日政令第三二七号）

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

# 附則（昭和五七年六月一日政令第一五七号）

この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年五月一七日政令第一二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一二日政令第二二八号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二十一条第一項第五号の改正規定、同条第二項の改正規定（「若しくはその取消し」を削る部分に限る。）、次項及び附則第三項は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十年十月十二日）から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一九日政令第二三五号）

この政令は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

# 附則（昭和六一年三月一一日政令第二二号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年六月一七日政令第二一四号）

##### １

この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

# 附則（昭和六一年一〇月三一日政令第三三六号）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

# 附則（昭和六二年三月三一日政令第八九号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年八月二六日政令第二五二号）

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

# 附則（平成元年三月二九日政令第七六号）

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

# 附則（平成元年七月二八日政令第二三三号）

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十四号）の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二年二月一七日政令第一五号）

この政令は、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

# 附則（平成二年九月一四日政令第二六六号）

##### １

この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二年九月二十二日）から施行する。  
ただし、第一条中水質汚濁防止法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並びに第二条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第四条の次に一条を加える改正規定及び同令別表第二の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年七月二六日政令第二四〇号）

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

# 附則（平成四年三月二七日政令第五五号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成四年六月二六日政令第二一八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。

# 附則（平成四年七月一日政令第二三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年八月二七日政令第二八一号）

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附則（平成五年一一月一九日政令第三七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四条中水質汚濁防止法施行令第七条第一号の改正規定は、環境基本法の一部の施行の日（平成六年八月一日）から施行する。

# 附則（平成五年一二月二七日政令第四〇一号）

この政令は、平成六年二月一日から施行する。

# 附則（平成六年三月一一日政令第三八号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成七年三月二三日政令第七〇号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附則（平成八年七月五日政令第二〇八号）

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十八号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

# 附則（平成九年三月二四日政令第六一号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月二七日政令第七七号）

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年五月二〇日政令第一七三号）

この政令は、平成十年六月十七日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月二四日政令第四〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条中大気汚染防止法施行令第十三条第一項の改正規定及び第三条の規定（水質汚濁防止法施行令第十条第十号の改正規定を除く。）は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月三日政令第三八七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二二日政令第四一二号）

この政令は、平成十二年三月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年八月三〇日政令第四一七号）

##### １

この政令は、平成十二年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月一二日政令第四四七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月一五日政令第五一七号）

##### １

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年四月二六日政令第一八一号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成一三年六月一三日政令第二〇一号）

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月五日政令第三二五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一一月九日政令第三五〇号）

この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月一四日政令第三九七号）

##### １

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年三月二五日政令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）

##### １

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一一月一日政令第三二七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月一三日政令第三七二号）

##### １

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一日政令第四四九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

# 附則（平成一六年九月二九日政令第二九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年一〇月一二日政令第三二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一一月二一日政令第三三九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二一年三月二五日政令第五三号）

##### １

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年三月一六日政令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年一一月二八日政令第三六七号）

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年五月二三日政令第一四七号）

##### １

この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

# 附則（平成二四年九月二六日政令第二五一号）

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月六日政令第三三七号）

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

# 附則（平成二六年五月三〇日政令第一九六号）

##### １

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第八条（水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）

施行時特例市に対する第二十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

# 附則（平成二七年一一月一一日政令第三七八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  次条の規定  
    
    
  平成二十九年七月一日
* 二  
  略
* 三  
  附則第三条の規定  
    
    
  平成三十二年七月一日
* 四  
  第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）から第十三号まで並びに附則第四条の規定  
    
    
  平成三十二年十二月三十一日

#### 第二条（特定水銀使用製品の製造の許可等を受けるための準備行為）

第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）、第三号、第四号及び第六号から第八号（マーキュロクロム液を除く。）までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

##### ２

前項に規定する特定水銀使用製品に係る法附則第三条の承認を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

#### 第三条

第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）から第十三号までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

##### ２

前項に規定する特定水銀使用製品に係る次条の承認を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

#### 第四条（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

法第十二条の規定の施行の日（平成三十年一月一日）から附則第一条第四号に定める日前までの間に製造され、又は輸入された前条第一項に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

# 附則（平成二九年一一月二七日政令第二八六号）

##### １

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。  
ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年一月三一日政令第二一号）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

# 附則（令和二年七月八日政令第二一七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

# 附則（令和二年一二月一八日政令第三五六号）

##### １

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

* 一  
  鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 一の二  
  畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二  
  畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三  
  水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四  
  野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五  
  みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六  
  小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
* 七  
  砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 八  
  パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
* 九  
  米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
* 十  
  飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十一  
  動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十二  
  動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十三  
  イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十四  
  でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十五  
  ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十六  
  麺類製造業の用に供する湯煮施設
* 十七  
  豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
* 十八  
  インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
* 十八の二  
  冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十八の三  
  たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 十九  
  紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十  
  洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十一  
  化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十一の二  
  一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー
* 二十一の三  
  合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
* 二十一の四  
  パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十二  
  木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十三  
  パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十三の二  
  新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十四  
  化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十五  
  削除
* 二十六  
  無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十七  
  前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十八  
  カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二十九  
  コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十  
  発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十一  
  メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十二  
  有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十三  
  合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十四  
  合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十五  
  有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十六  
  合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十七  
  前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十八  
  石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 三十八の二  
  界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
* 三十九  
  硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十  
  脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
* 四十一  
  香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十二  
  ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十三  
  写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
* 四十四  
  天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十五  
  木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
* 四十六  
  第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十七  
  医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 四十八  
  火薬製造業の用に供する洗浄施設
* 四十九  
  農薬製造業の用に供する混合施設
* 五十  
  第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
* 五十一  
  石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五十一の二  
  自動車用タイヤ若しくは自動車用チユーブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
* 五十一の三  
  医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設
* 五十二  
  皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五十三  
  ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五十四  
  セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五十五  
  生コンクリート製造業の用に供するバツチヤープラント
* 五十六  
  有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
* 五十七  
  人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
* 五十八  
  窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 五十九  
  砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十  
  砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
* 六十一  
  鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十二  
  非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十三  
  金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十三の二  
  空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
* 六十三の三  
  石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
* 六十四  
  ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十四の二  
  水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十五  
  酸又はアルカリによる表面処理施設
* 六十六  
  電気めつき施設
* 六十六の二  
  エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
* 六十六の三  
  旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 六十六の四  
  共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十六の五  
  弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十六の六  
  飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十六の七  
  そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十六の八  
  料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六十七  
  洗濯業の用に供する洗浄施設
* 六十八  
  写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設
* 六十八の二  
  病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
* 六十九  
  と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
* 六十九の二  
  卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 七十  
  廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
* 七十の二  
  自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
* 七十一  
  自動式車両洗浄施設
* 七十一の二  
  科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 七十一の三  
  一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
* 七十一の四  
  産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
* 七十一の五  
  トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
* 七十一の六  
  トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
* 七十二  
  し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
* 七十三  
  下水道終末処理施設
* 七十四  
  特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）
* 一  
  別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設
* 二  
  別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
* 三  
  別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
* 四  
  別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
* 五  
  別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
* 六  
  別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
* 七  
  別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
* 八  
  別表第一第八号に掲げる施設
* 九  
  別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
* 十  
  別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
* 十一  
  別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
* 十二  
  別表第一第十三号に掲げる施設
* 十三  
  別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
* 十四  
  別表第一第十七号に掲げる施設
* 十五  
  別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
* 十六  
  別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
* 十七  
  別表第一第二十号に掲げる施設
* 十八  
  別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
* 十九  
  別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
* 二十  
  別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
* 二十一  
  別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、燐りん  
  酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
* 二十二  
  別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
* 二十三  
  別表第一第二十九号に掲げる施設
* 二十四  
  別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
* 二十五  
  別表第一第三十二号に掲げる施設
* 二十六  
  別表第一第三十五号に掲げる施設
* 二十七  
  別表第一第四十二号に掲げる施設
* 二十八  
  別表第一第四十四号に掲げる施設
* 二十九  
  別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
* 三十  
  別表第一第五十二号に掲げる施設
* 三十一  
  別表第一第五十八号に掲げる施設
* 三十二  
  別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
* 三十三  
  別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
* 三十四  
  別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
* 三十五  
  別表第一第六十八号の二に掲げる施設
* 三十六  
  別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
* 三十七  
  別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
* 三十八  
  別表第一第七十四号に掲げる施設
* 一  
  畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
* 二  
  魚類養殖業の用に供する養殖施設
* 三  
  共同調理場に設置されるちゆう房施設（総床面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 四  
  弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が一二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 五  
  飲食店（次号及び第七号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が一四〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 六  
  そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が二一〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 七  
  料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 八  
  病院に設置されるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設
* 九  
  卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
* 十  
  自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が六五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
* 十一  
  し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下のものを除く。）